九　（略）

十　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を設置する作業場又は当該設備を設置する作業場以外の作業場で一・三―プロパンスルトン等を合計百リットル以上取り扱うものに関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

十一～十七　（略）

十八　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示すること。

イ　（略）

ロ　一・三―プロパンスルトン等により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

ハ　（略）

ニ　当該作業場においては有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具

十九～二十一　（略）

2　事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項第二号及び第十七号の措置を講ずる必要がある旨、同項第八号の規程により作業を行う必要がある旨並びに一・三―プロパンスルトン等による皮膚の汚染防止のため、同項第二十号の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

3　労働者は、事業者から第一項第二十号の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（リフラクトリーセラミックファイバー等に係る措置）

**第三十八条の二十**　（略）

2　（略）

3　事業者が講ずる前項の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一　前項各号に掲げる作業を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること。ただし、隔離することが著しく困難である場合において、前項各号に掲げる作業以外の作業に従事する者がリフラクトリーセラミックファイバー等にばく露することを防止するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

二　（略）

4　事業者は、第二項各号のいずれかに該当する作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。ただし、前項第一号ただし書の措置を講じたときは、第一号の事項については、この限りでない。

一　当該作業を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離する必要があること

二　前項第二号の保護具等を使用する必要があること

5　事業者は、第二項第三号に掲げる作業に労働者を従事させるときは、第一項から第三項までに定めるところによるほか、次に定めるところによらなければならない。

一・二　（略）

6　事業者は、第二項第三号に掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、前項各号に定めるところによる必要がある旨を周知させなければならない。

7　（略）

九　（略）

十　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を設置する作業場又は当該設備を設置する作業場以外の作業場で一・三―プロパンスルトン等を合計百リットル以上取り扱うものには、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

十一～十七　（略）

十八　一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示すること。

イ　（略）

ロ　一・三―プロパンスルトン等の人体に及ぼす作用

ハ　（略）

ニ　使用すべき保護具

十九～二十一　（略）

（新設）

2　労働者は、事業者から前項第二十号の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（リフラクトリーセラミックファイバー等に係る措置）

**第三十八条の二十**　（略）

2　（略）

3　事業者が講ずる前項の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一　前項各号に掲げる作業を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること。ただし、隔離することが著しく困難である場合において、前項各号に掲げる作業以外の作業に従事する労働者がリフラクトリーセラミックファイバー等にばく露することを防止するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

二　（略）

（新設）

4　事業者は、第二項第三号に掲げる作業に労働者を従事させるときは、第一項から前項までに定めるところによるほか、次に定めるところによらなければならない。

一・二　（略）

（新設）

5　（略）